

【書類名】 手続補正書
【整理番号】 IDP-932
【あて先】 特許庁長官 殿
【事件の表示】
【出願番号】 特願2009- 38870
【補正をする者】
【識別番号】 509052241
【氏名又は名称】 有限会社レアメタルズ 2 1
【補正をする者】
【識別番号】 509052252
【氏名又は名称】 株式会社サント
【補正をする者】
【識別番号】 509052643
【氏名又は名称】 藤井 順博
【代理人】
【識別番号】 100091502
【弁理士】
【氏名又は名称】 井出 正威
【電話番号】 03 (3263) 7749
【発送番号】 053101
【手続補正1】
【補正対象書類名】 特許請求の範囲
【補正対象項目名】 全文
【補正方法】 変更
【補正の内容】
【書類名】 特許請求の範囲
【請求項 1】

ネオジウム磁石を内蔵した使用済機器から該磁石を回収する方法であって、

(1) 前記使用済機器を炉中でネオジウム磁石の脱磁温度以上でネオジウム磁石の融点未満の温度まで加熱して解体することにより、ネオジウム磁石を脱磁するとともに、融点が前記加熱温度以下の溶融物と融点が前記加熱温度より高い非溶融物との混合物を生成させる第一の工程と、

(2) 前記第一の工程で得られた非溶融物を溶融物から分離して、該非溶融物を回収する

第二の工程と、

(3) 前記第二の工程で回収された非溶融物を篩い分けにかけることにより、篩通過分及び篩残留分の2つの部分に分離して、ネオジウム磁石の含有量の高い方の部分を回収する第三の工程と、

から少なくとも構成されるネオジウム磁石の回収方法。

【請求項2】

(4) 前記第三の工程で回収された部分を磁力選鉱にかけることにより、ネオジウム磁石を含む磁性金属部分と、非磁性金属部分とに分離して、該磁性金属部分を回収する第四の工程を含む、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記使用済機器がハードディスクドライブであり、前記第一の工程の加熱温度がアルミニウム製部品を溶融させる温度以上である、請求項1または2に記載の方法。

【請求項4】

請求項1乃至3の何れか1項に記載の方法によって脱磁して回収されたネオジウム磁石。

【請求項5】

請求項4のネオジウム磁石を着磁してなる、リサイクルされたネオジウム磁石。
